

情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕
制 定

最近改正 令和 4年 9月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則第53条に基づき、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における職員の育児休業及び育児部分休業（以下「育児休業等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この規程に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(育児休業)

第3条 職員は、当該職員の3歳（情報・システム研究機構有期雇用職員就業規則に定める有期雇用職員及び情報・システム研究機構短時間雇用職員就業規則に定める短時間雇用職員（以下「有期雇用職員等」という。）にあつては、1歳6ヶ月）に満たない子を養育するため、機構長に申し出ることにより、当該子が3歳（有期雇用職員等にあつては、1歳6ヶ月）に達する日まで育児休業をすることができる。

2 産後休暇を取得していない職員は、子の出生後8週間以内の期間において、当該子を養育するため、機構長に申し出ることにより、4週間までの育児休業をすること（以下「出生時育児休業」という。）ができる。

(子が1歳6ヶ月から2歳に達するまでの期間に係る育児休業)

第3条の2 職員（当初から子が2歳以降の日を育児休業終了予定日（第5条第1項に規定する育児休業終了予定日をいう。）として申し出ている者を除く。）又はその配偶者が当該子の1歳6ヶ月に達する日（以下「1歳6ヶ月到達日」という。）において育児休業をしており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、改めて機構長に申し出ることにより、当該子が1歳6ヶ月から2歳に達するまでの期間、育児休業をすることができる。ただし、当該子の1歳6ヶ月到達日後の期間において、この条の規定による申出により育児休業をしたことがない場合に限る。

一 当該申出に係る子について、保育所における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6ヶ月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として当該申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子の1歳6ヶ月到達日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき

ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該申出に係る子と同居しないこととなったとき

ニ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

（適用除外者）

第4条 第3条、前条及び第12条の規定にかかわらず、機構と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働組合がないときは、職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により、適用除外とされた者は育児休業等を行うことができない。

（育児休業の申出）

第5条 育児休業（出生時育児休業を除く。以下この条から第10条までにおいて同じ。）をしようとする職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月（第3条の2の規定による育児休業の申出にあつては2週間）前の日までに、育児休業申出書（別紙様式1）により、機構長に申し出るものとする。この場合において、第3条の2の規定による育児休業申出にあつては、原則として、当該申出に係る子の1歳6ヶ月到達日の翌日（当該申出をする職員の配偶者が、育児・介護休業法その他の法律の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日）を育児休業開始予定日としなければならない。

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出るものとする。

一 出産予定日前に当該申出に係る子が出生したとき

二 配偶者が死亡したとき

三 配偶者が負傷又は疾病により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

四 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったとき

五 当該申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上

の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

六 当該申出に係る子について、保育所における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

- 3 育児休業の申出は、特別の事情がない限り、一子につき2回（第3条の2の規定による育児休業の申出にあつては1回）とし、双子以上の場合もこれを一子とみなす。
- 4 期間を定めて雇用される職員が、当該雇用契約期間の末日を育児休業終了予定日として、育児休業をしている場合で、かつ、当該雇用契約を更新されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新後の雇用契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業の申出をしようとするときは、再度、機構長に申出をしなければならない。この場合において、当該職員がこの項の規定による申出をした場合は、前項の規定にかかわらず1回の申出とみなす。
- 5 次条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する育児休業の申出をする場合には、これを適用しない。

（育児休業の承認等）

第5条の2 機構長は、職員から育児休業の申出があつた場合において、第3条及び第3条の2に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

- 2 機構長は、当該育児休業の申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があつた日の翌日から起算して1月（第3条の2の規定による育児休業の申出（当該申出があつた日が当該申出に係る子の1歳6ヶ月到達日以前の日であるものに限る。）にあつては2週間）を経過する日（以下「1月等経過日」という。）前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。
- 3 機構長は、前条第2項の申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から、当該育児休業の申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。
- 4 機構長は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業期間）

第5条の3 育児休業をすることができる期間（以下「育児休業期間」という。）は、原則として、子が3歳（有期雇用職員等にあつては1歳6ヶ月）に達する日までの間であつて、育児休業申出書（別紙様式1）に記載された連続した一の期間とする。ただし、期間を定めて雇用される職員の育児休業期間は、当該雇用契約期間の範囲内とする。

(育児休業開始予定日の変更)

第6条 育児休業の申出をした職員は、次の各号の一に該当する場合は、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業期間変更申出書(別紙様式2)により申し出ることにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 一 出産予定日前に当該申出に係る子が出生したとき
 - 二 配偶者が死亡したとき
 - 三 配偶者が負傷又は疾病により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
 - 四 配偶者が当該申出に係る子と同居しなくなったとき
 - 五 当該申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき
 - 六 当該申出に係る子について、保育所における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき
- 2 前項による育児休業開始予定日の変更は1回に限るものとする。
- 3 第1項の規定による職員からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日前の日であるときは、機構長は、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間を経過する日(1週間を経過する日が変更前の育児休業開始予定日(第5条の2第2項又は第3項の規定による機構長の指定があった場合にあっては、当該機構長の指定した日。)以後の日である場合にあっては、変更前の育児休業開始予定日)までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。
- 4 第5条の2第4項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

(育児休業終了予定日の変更)

第7条 育児休業の申出をした職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに、育児休業期間変更申出書(別紙様式2)により申し出ることにより、育児休業終了予定日を変更することができる。

- 2 前項による育児休業終了予定日の変更は1回に限るものとする。
- 3 第1項による育児休業終了予定日の変更の申出をした職員は、次の各号の一に該当する場合、前項の規定にかかわらず、変更後の育児休業終了予定日の2週間前の日までに、育児休業期間変更申出書(別紙様式2)により申し出ることにより、さらに育児休業終了予定日を変更することができる。
- 一 第3条の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に到達する日後の期間において、当面その実施が行われない場合

二 常態として第3条の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ 死亡したとき

ロ 負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第3条の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が第3条の申出に係る子と同居しないこととなったとき

ニ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき

4 第5条の2第4項の規定は，育児休業終了予定日の変更について準用する。

第7条の2 前条第3項の規定は，第3条の2に係る育児休業終了予定日の変更において，準用する。この場合，前条第3項中「第1項」とあるのは「第1項及び第3項」と，同項第1号及び第2号中「1歳」とあるのは「1歳6ヶ月」と，同項第2号中「第3条」とあるのは「第3条の2」と読み替えるものとする。

（育児休業の効果）

第8条 育児休業をしている職員は，職員としての身分を保有するが，職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については，給与を支給しない。

3 前項のほか，育児休業をしている期間の給与の取扱いについては，情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

（育児休業の終了）

第9条 育児休業をしている職員が，次の各号の一に該当することとなった場合には，育児休業は当該事由が生じた日（第8号又は第9号に掲げる事由が生じた場合にあつては，その前日）に終了する。

一 育児休業終了予定日（第7条の規定により，育児休業終了予定日に変更された場合は，変更後の育児休業終了予定日とされた日）が到来したとき

二 当該申出に係る子の死亡等により育児休業の必要がなくなったとき

三 当該申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消となったとき

四 当該申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員と当該子とが同居しないこととなったとき

五 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉（昭和22年法律第164号）法第27条第1項第

3号の規定による措置が解除されたとき

- 六 育児休業の申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
 - 七 育児休業終了予定日の前日までに当該申出に係る子が3歳（有期雇用職員等にあつては、1歳6ヶ月（第3条の2による育児休業においては2歳））に達したとき
 - 八 育児休業をしている職員が情報・システム研究機構職員の勤務時間、休暇及び休暇等に関する細則（以下「勤務時間等細則」という。）第9条第1項第6号又は第7号による特別休暇を取得したとき
 - 九 育児休業をしている職員が情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業規程」という。）第3条に規定する介護休業又は新たな育児休業を開始したとき
- 2 前項第2号の場合において職員が出勤する日は、事由発生の日から1ヶ月以内であつて、機構と職員が話し合いの上決定した日とする。

（育児休業の申出の撤回等）

- 第10条 育児休業の申出をした職員は、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業撤回申出書（別紙様式3）により機構長に申し出ることにより、育児休業の申出を撤回することができる。
- 2 前項により育児休業の申出を撤回した場合、当該育児休業の申出に係る子が3歳（有期雇用職員等にあつては、1歳6ヶ月）に達するまでの間について1回に限り再度の育児休業の申出をすることができるものとする。
 - 3 育児休業の申出がされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業の申出はなかったものとする。
 - 一 当該申出に係る子の死亡等により育児休業の必要がなくなったとき
 - 二 当該申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消となったとき
 - 三 当該申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業の申出をした職員と当該子とが同居しないこととなったとき
 - 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき
 - 五 育児休業の申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
 - 4 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、育児休業事由消滅届（別紙様式4）により、機構長に届け出るものとする。

（不利益扱いの禁止）

第11条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児部分休業)

第12条 機構長は、職員が申し出た場合において、業務に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校第3学年を終了する年の3月末までの(有期雇用職員等にあつては、3歳に満たない)子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)を承認することができる。

(育児部分休業の単位)

第12条の2 育児部分休業は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて4時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

2 介護休業規程第12条に規定する介護部分休業又は勤務時間等細則第9条第1項第8号に規定する休暇の承認を受けている職員の育児部分休業については、前項に規定する4時間から当該介護部分休業又は当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(育児部分休業の申出)

第13条 育児部分休業をしようとする職員は、育児部分休業が必要な期間を明らかにして、育児部分休業を開始しようとする日の前日から起算して1月前の日までに、育児部分休業申出書(別紙様式5)により申し出るものとする。

(子が死亡した場合等の届出)

第14条 育児部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を機構長に届け出なければならない。

- 一 育児部分休業に係る子が死亡した場合
- 二 育児部分休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- 三 育児部分休業に係る子を養育しなくなった場合

(育児部分休業の効果)

第15条 育児部分休業については、その勤務しない1時間につき、給与規程第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(育児休業の規定の準用)

第16条 第5条の2第4項、第7条、第9条から第11条の規定は、育児部分休業について準用する。

(出生時育児休業の申出)

第17条 出生時育児休業をしようとする職員は、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、当該出生時育児休業開始予定日の前日から起算して2週間前の日までに、育児休業申出書（別紙様式1）により、機構長に申し出るものとする。

2 機構長は、職員からの出生時育児休業申出があった場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該出生時育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日（当該出生時育児休業申出があった日までに、第5条第2項に規定する事由が生じた場合にあつては、当該出生時育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

3 第5条第4項及び第5項の規定は、出生時育児休業の申出について準用する。

(出生時育児休業の申出回数)

第18条 出生時育児休業の申出は、前条第3項において準用する第5条第4項の規定による申出をしようとする場合を除き、一子につき2回までとし、双子以上の場合、これを一子とみなす。ただし、2回に分割する場合は、初回の申出の際に、まとめて申出をしなければならない。

(出生時育児休業期間)

第19条 出生時育児休業をすることができる期間（以下「出生時育児休業期間」という。）は、原則として、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に4週間（28日間）を限度として、育児休業申出書（別紙様式1）に記載された連続した一の期間とする。ただし、期間を定めて雇用される職員の育児休業期間は、当該雇用契約期間の範囲内とする。

(出生時育児休業開始予定日の変更)

第20条 第6条の規定は、出生時育児休業開始予定日の変更について準用する。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

第21条 第7条の規定（第3項を除く。）は、出生時育児休業終了予定日の変更について準用する。この場合において、第7条第1項中「1月前」とあるのは「2週間前」に読み替えるものとする。

（出生時育児休業の効果）

第22条 第8条の規定は、出生時育児休業の効果について準用する。

（出生時育児休業の終了）

第23条 出生時育児休業をしている職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、出生時育児休業は当該事由が生じた日（第9号又は第10号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- 一 出生時育児休業終了予定日が到来したとき。
- 二 当該申出に係る子が死亡したとき。
- 三 当該申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消となったとき。
- 四 当該申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした職員と当該子とが同居しないこととなったとき。
- 五 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。
- 六 出生時育児休業の申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該申出に係る子が出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったとき。
- 七 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該申出に係る子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して8週間を経過したとき。
- 八 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、当該申出に係る子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が28日に達したとき。
- 九 出生時育児休業をしている職員が産前産後休暇を取得したとき。
- 十 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出をした職員が介護休業、育児休業又は新たな出生時育児休業を取得したとき。

（出生時育児休業の申出の撤回）

第24条 出生時育児休業の申出をした職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までに、育児休業撤回申出書（別紙様式3）により機構長に申し出ることにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により出生時育児休業の申出を撤回した場合、1回に限り再度の出生時育児休業の申出をすることができる。
- 3 出生時育児休業の申出がされた後、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに、前条第2号から第6号のいずれかに該当することとなった場合には、当該出生時育児休業の申出はなかったものとする。
- 4 第10条第4項の規定は、前項について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(育児休業に関する経過措置)
- 2 この規程の施行日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。)の適用を受け、育児休業等を承認されている職員は、この規程による適用を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(育児部分休業に関する経過措置)
- 2 改正規程の施行日の前日から引き続く期間について、育児部分休業を承認されている職員の第7条第2項の規定については、「1回」とあるのは、「2回」と読み替えて準用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(育児部分休業に関する経過措置)
- 2 改正規程の施行日の前日から引き続く期間について、育児部分休業を承認されている職員の第7条第2項の規定については、「1回」とあるのは、「2回」(平成21年4月1日施行の改正規程附則第2項を適用されている職員は「3回」と読み替えて準用するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月26日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(育児休業等に関する経過措置)

2 この規程の施行日前に申出がされ、承認された育児休業等については、この規程により申出がされ、承認されたものとみなす。

附 則 (令和3年7月15日改正)

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月29日改正)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

別紙様式1 (第5条関係)

育児休業申出書

申出年月日 年 月 日			
情報・システム研究機構長 殿			
(申出者)		所属
		職名
		氏名
下記のとおり育児休業を申し出ます。			
1. 申出に係る子		2. 申出者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
出産予定日	年 月 日		
養子縁組の効力が生じた日	年 月 日		
3. 申出の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業(撤回後の再度の申出を含む。)		
	育児休業の申出が遅れた理由又は再度の申出が必要な理由		
4. 申出に係る育児休業期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
5. 申出の子について既に育児休業した期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
6. 申出に係る子以外の3歳に満たない子	氏名		氏名
	続柄		続柄
	生年月日		生年月日
7. 備考			

(記入上の注意)

- この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること(写しでも可)。
- 子の出生前に申し出る場合は、「4 申出に係る育児休業期間」欄は、出産予定日以後の期間を記入すること。
- 該当する□にはレ印又は■を記入すること。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日	
申出日の翌日から1月を経過する日		年 月 日
申出日の翌日から2週間を経過する日		年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日		年 月 日
申出日の翌日から1週間を経過する日		年 月 日
申出日の翌日から3日を経過する日		年 月 日

育児休業期間変更申出書

申出年月日 年 月 日							
情報・システム研究機構長 殿							
（申出者） 所属 _____ 職名 _____ 氏名 _____							
下記のとおり育児休業期間に変更がありましたので、申し出ます。							
1. 申出に係る子	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">続柄</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">年 月 日生</td> </tr> </table>	氏名		続柄		生年月日	年 月 日生
氏名							
続柄							
生年月日	年 月 日生						
2. 変更の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業開始予定日の変更 <input type="checkbox"/> 育児休業終了予定日の変更						
3. 育児休業開始予定日の変更							
変更前の育児休業開始予定日	年 月 日						
変更後の育児休業開始予定日	年 月 日						
育児休業期間を変更する事由	<input type="checkbox"/> 申出に係る子が出産予定日前に出生したため （出産予定日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 配偶者が死亡したため（死亡日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になったため <input type="checkbox"/> 配偶者が申出に係る子と同居しなくなったため <input type="checkbox"/> 申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったため <input type="checkbox"/> 申出に係る子について、保育所における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われなくなったため						
4. 育児休業終了予定日の変更							
変更前の育児休業終了予定日	年 月 日						
変更後の育児休業終了予定日	年 月 日						
育児休業期間を変更する事由	育児休業終了予定日をさらに変更する場合の理由 _____ _____						
5. 備考							

(記入上の注意)

- 1 この申出書には、申出に係る子の育児休業期間を変更する事由が確認できる書類を添付すること（写しでも可）。
- 2 「3 育児休業開始予定日の変更」の「変更前の育児休業開始予定日」について、機構長が指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日を記入すること。
- 3 該当する口にはレ印又は■を記入すること。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
変更前の育児休業開始予定日の前日	年 月 日
変更前の育児休業終了予定日の1月前の日	年 月 日
変更後の育児休業終了予定日の2週間前の日	年 月 日

別紙様式3（第10条関係）

育児休業撤回申出書

申出年月日 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

(申出者) 所属 _____
職名 _____
氏名 _____

情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程第 条に基づき、 年
月 日付けで申出を行った育児休業の撤回を申し出ます。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日	年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日の前日	年 月 日

育児休業事由消滅届

届出年月日 年 月 日

情報・システム研究機構長 殿

(申出者) 所属 _____
職名 _____
氏名 _____

年 月 日付けで申出を行った育児休業について、下記の事由が生じたので届け出ます。

記

- 申出に係る子の死亡等により育児休業の必要なくなった
- 申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消となった
- 申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業の申出をした職員と当該子とが同居しないこととなった
- 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された
- 育児休業の申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になった

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日	年 月 日
申出のあった育児休業開始予定日の前日	年 月 日

育児部分休業申出書

申出年月日		年	月	日
情報・システム研究機構長 殿				
(申出者) 所属 _____				
職名 _____				
氏名 _____				
下記のとおり育児部分休業を申し出ます。				
1 申出に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年	月	日生
2 申出に係る期間及び時間	期 間			時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()		時 分まで
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()		時 分まで
3 備考				

(記入上の注意)

- 1 この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること(写しでも可)。
- 2 育児部分休業の承認が、職員からの申出に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 3 該当する□にはレ印又は■を記入すること。

○事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
申出のあった育児部分休業開始予定日の前日から1月前の日	年 月 日

○各所属の長記入欄

決裁年月日	年 月 日	承認の可否	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決 裁 欄		職名 _____	氏名 _____

